



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.11
事例1

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

60歳代の患者に整形外科からアレンドロン酸錠35mg「サワイ」が処方されていたが、胃部不快感が生じたため、ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「サワイ」へ変更になった。薬剤服用歴を確認したところ、患者は数ヶ月前に下肢の浮腫により同じ医療機関の内科を受診し、深部静脈血栓症と診断されてイグザレルト錠15mgとルブラック錠4mgが処方されていた。患者に確認したところ、深部静脈血栓症の治療は既に終了しているとのことであった。ラロキシフェン塩酸塩錠は深部静脈血栓症の患者又はその既往歴のある患者に禁忌となるため、処方医に疑義照会を行ったところ、エルデカルシトールカプセル0.5 μ g「日医工」へ変更になった。

【推定される要因】

処方医は同じ医療機関の他科の治療歴を把握していなかった可能性がある。

【薬局での取り組み】

ラロキシフェン塩酸塩錠が処方された際は、薬剤服用歴の確認や患者からの聴取などにより現病歴や既往歴を把握し、患者が禁忌に該当しないか確認する。日頃から、患者の現病歴や既往歴などについて情報収集を行い、入手した情報を薬剤服用歴に記録する。



その他の 情報

ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「サワイ」の添付文書 2023年10月改訂（第1版）（一部抜粋）
2.禁忌（次の患者には投与しないこと）
2.1 深部静脈血栓症、肺塞栓症、網膜静脈血栓症等の静脈血栓塞栓症のある患者又はその既往歴のある患者【これらの症状が増悪することがある。】



事例の ポイント

- 本事例は、薬剤師が薬剤服用歴に記録された処方歴および既往歴を確認した際、ラロキシフェン塩酸塩錠が禁忌に該当することに気づき、処方医に疑義照会して、処方の適正化につなげた事例である。
- イグザレルト錠15mgは、静脈血栓塞栓症（深部静脈血栓症及び肺血栓塞栓症）の治療及び再発抑制の他に、非弁膜症性心房細動患者における虚血性脳卒中及び全身性塞栓症の発症抑制にも使用される薬剤であり、ラロキシフェン塩酸塩錠の禁忌に該当する疾患は静脈血栓塞栓症のみである。
- 薬剤師は、患者が服用している薬剤やこれまでに服用してきた薬剤から現病歴や既往歴を推測するが、複数の効能又は効果のある薬剤があるため、患者から現病歴や既往歴の確認を行うことが重要である。さらに、得られた情報は薬剤服用歴に記録して活用できるようにする必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。